

災害時における民間船舶を活用した 船舶医療活動要領（初版）の概要

内閣官房船舶活用医療推進室

活動要領の位置づけ、射程

■ 活動要領の位置づけ

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第79号）

⇒ 船舶活用医療の推進の根拠（基本理念、基本方針、国の責務等を規定）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（令和７年３月18日閣議決定）

⇒ 国の施策の策定・実施の基本的事項を記載（船舶活用医療の在り方、国が講ずべき措置等を規定）

法律及び計画に基づく各種取り組み

- 国等による「医療の提供の用に主として供するための船舶」の保有に向けた各種検証・検討
- 災害時に民間の既存船舶を活用して医療提供を行うための各種措置
 - ・ 民間の船舶事業者との協定の締結
 - ・ 医療団体や運送事業者等の各種関係者との協力関係の構築
 - ・ 資器材の確保・保管
 - ・ 大規模災害発生時を想定した訓練の実施
 - ・ 実際の災害時に関係者が参照する、活動の手順やルール等を定めた**活動要領**の作成

■ 活動要領の射程

適用場面	対象となる船舶
・ 国内の災害発生時において、船舶を活用した医療提供を行う場合	・ <u>民間の船舶事業者の、国内で定期航路を運航している大・中型のカーフェリー</u> (防衛省がPFI契約で確保している船舶にも準用。)

第1編 基本的事項

- 第1章 船舶を活用した医療提供体制の整備の背景及び経緯
- 第2章 船舶医療活動要領の作成の目的・位置づけ
- 第3章 船舶医療活動要領の射程
(適用場面、対象となる災害、対象となる船舶)

- 第4章 災害時における船舶活用医療に関する基本的な考え方
(必要性、役割、活動開始時期、対象となる傷病者、
多目的利用、他の船舶との連携)
- 第5章 船舶医療活動要領の検証と見直し

第2編 組織・体制に関する事項

- 第1章 活動全体の責任者
- 第2章 関係機関及び関係者の役割の概要

第3編 平常時の準備に関する事項

- 1. 所管庁と関係事業者等との協定等の締結
- 2. 予算の確保
- 3. 医薬品・資器材の確保及び管理
- 4. 関係者間の連絡・協議等
- 5. 訓練の企画・実施・評価
- 6. 各組織内での研修等による人材育成等
- 7. 国民への周知

第5編 活動終了後に関する事項

- 1. 活動終了の決定
- 2. 船舶からの人員及び資器材の撤収
- 3. 船舶の原状回復
- 4. 廃棄物の処理
- 5. 資器材の整備点検等
- 6. 費用の支弁
- 7. 活動の振り返り、事後検証

第4編 発災時の活動に関する事項

第1章 活動調整段階に関する事項

- 1. 発災直後における各種確認
- 2. 船舶活用医療の実施の決定
- 3. 船舶の派遣調整
- 4. 受入先地域の調整(脱出船のみ)
- 5. 港湾の調整
- 6. 乗船する医療従事者の派遣調整
- 7. 医療従事者以外の乗船する関係者の調整
- 8. 乗船する傷病者のリストアップ(脱出船のみ)
- 9. 受入先医療機関の調整(脱出船のみ)
- 10. 活動実施に向けた最終調整

第2章 活動実施段階に関する事項

- 1. 医薬品・資器材の運搬、人員の参集
- 2. チームビルディングの実施(船内の体制、船内の使用エリア及びレイアウト等)
- 3. 医薬品・資器材の搬入、船舶への人員の乗船、準備港からの出航
- 4. 活動開始に向けた打合せ・準備等
- 5. 船舶医療活動の実施
 - I 脱出船(搬送元医療機関から活動港への搬送、傷病者の乗船、医療提供、
感染症患者への対応、受入先都道府県/医療機関への情報等の伝達、
傷病者の下船、受入港から受入先医療機関への搬送、受入の完了)
 - II 救護船(傷病者の乗船/下船、医療提供、医薬品の調剤、
感染症患者への対応)
- 6. その他(船内の通信設備・連絡方法、水・燃料・電源等の確保、
食事の提供、活動の記録、緊急時の対応、その他)

平常時の準備に関する事項（第3編）

◆ 関係事業者等との協定等の締結

- 所管庁は、船舶事業者との間で、災害時における船舶の借用や運航等の協力について、協定等を締結。
また、当該協力の内容や条件、その他確認が必要な事項の詳細について、取り決める。
（例：入港可能な港湾、船内で使用可能なエリア、資器材の固縛方法、食事の保存・調理設備、緊急時の対応方法、避難経路 等）
- そのほか、資器材事業者や運送事業者、その他関係する事業者・協会・組合等との間で、協力関係を構築。

◆ 医薬品・資器材の確保及び管理

- 医薬品・医療資器材は、各医療団体が確保・保管。
その他の資器材（テント、机椅子、通信器材、非常用食料等）は、所管庁が、財政的措置を講じて確保・保管。
- 医薬品・資器材一式について、リスト化して関係者間で共有。使用期限等について適切に管理。

◆ 訓練の実施、関係者間の連絡・協議

- 所管庁は、船舶活用医療に必要となる一連の活動を想定した訓練を定期的に企画し、実施。
- 訓練の機会等を活用し、関係者間で平時からコミュニケーションをとり、意見交換を実施。
- 訓練や意見交換等で得た意見は、本活動要領の見直しを含め、運用方法の更新等に反映。

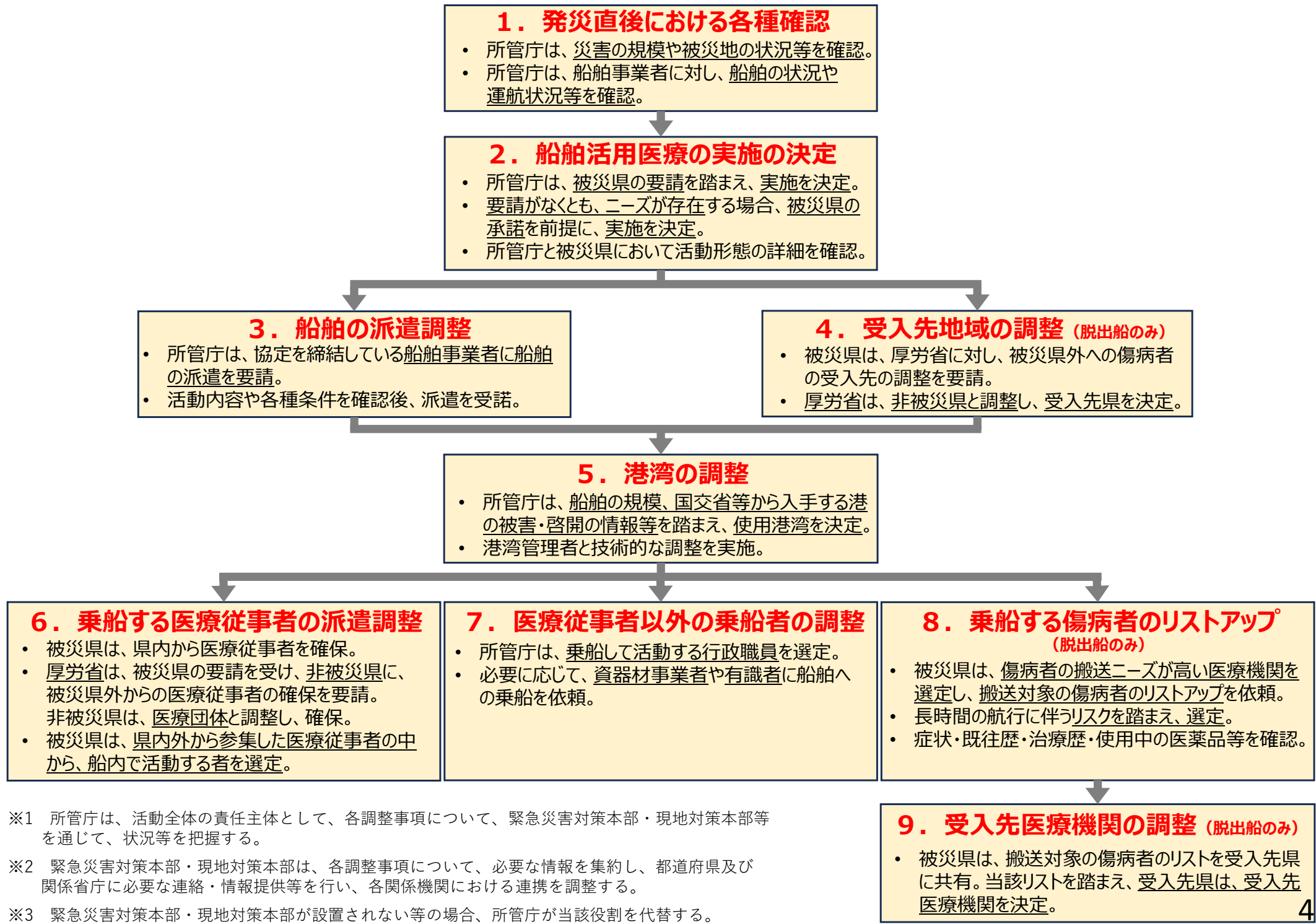
◆ 各組織内における研修等による人材育成

- 各関係機関の組織内において、船舶活用医療のための体制整備や研修等による人材育成等に取り組むことが望ましい。

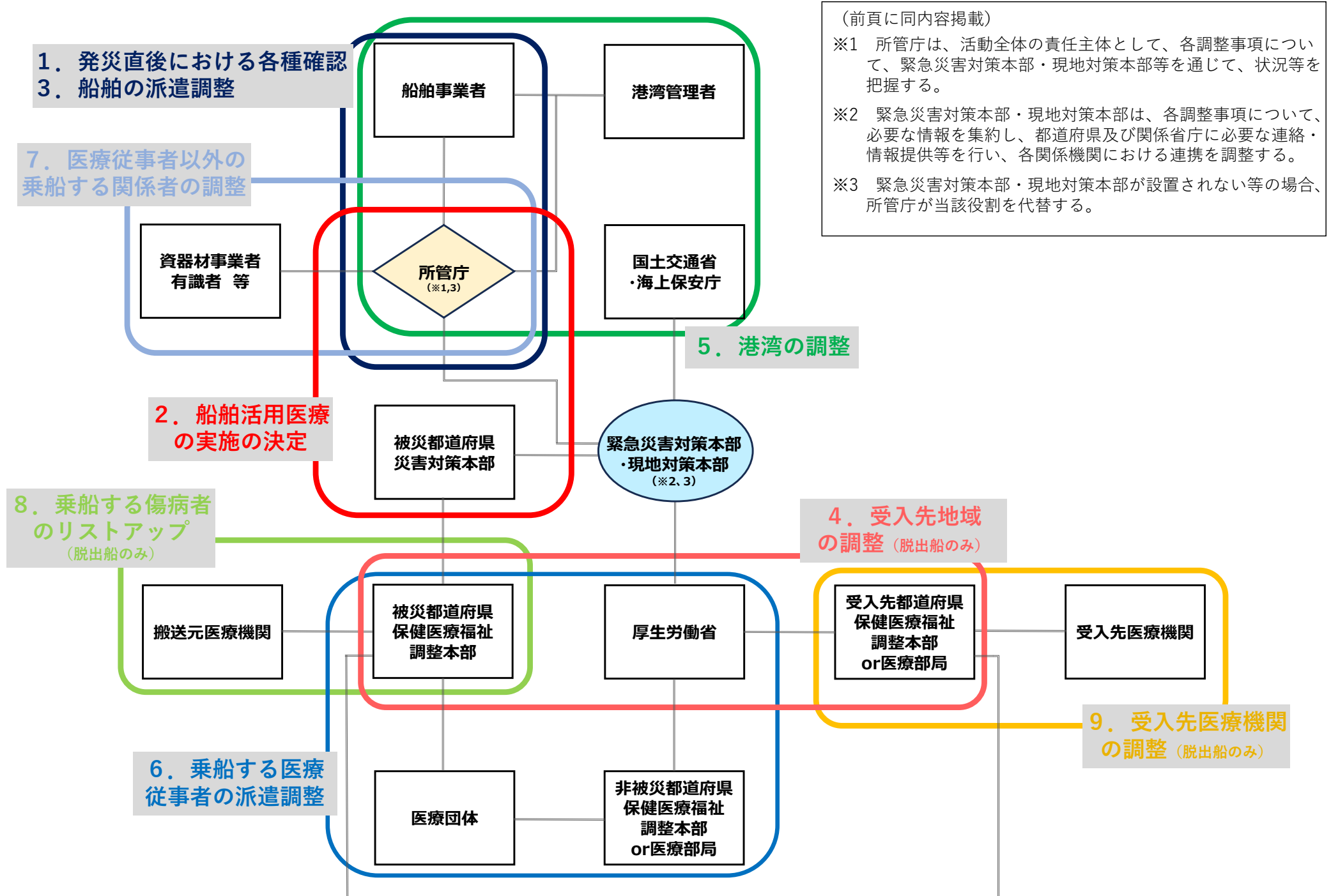
◆ 国民への周知

- 所管庁は、整備推進計画や本活動要領の内容について、広く一般に公表するとともに、訓練の実施等、各種取組について、広報等により、適切に国民に周知を行う。

発災時の活動に関する事項～活動調整段階のフロー（第4編第1章）



発災時の活動に関する事項～活動調整段階の関係機関の関係図（第4編第1章）



発災時の活動に関する事項～活動実施段階のフロー（第4編第2章）

準備港へ資器材を運搬、人員の参集

- 医療従事者及び医療団体は、船舶に積載する医薬品及び医療資器材を運搬。
- 運送事業者は、協定等に基づき、所管庁が保管する資器材（tent・通信器材等）を運搬。
- 乗船する医療従事者及びその他関係者が参集。

チームビルディングの実施

- 船内の体制や役割分担、船内の使用エリア・レイアウト等、必要な事項について取り決めを行う。

資器材の搬入、被災地へ出航

- 資器材を船内に搬入。その際、乗船者に危険を及ぼさないよう、また、避難路をふさがないように、適切に固縛を行う。
- 準備が整い次第、被災地へ出港する。

被災地にて、船舶活用医療の実施

<脱出船>

医療機関から港までの傷病者の搬送

- 搬送元医療機関及び被災地は、傷病者を港へ搬送。

傷病者の乗船、受入港への出航

- 傷病者の乗船の円滑かつ効果的な実施のため、各種ロジスティクスチームを設定し、港湾、車両甲板、客室エリア等複数エリアのスタッフ同士連携。
- 傷病者のメディカルチェックを実施。

航行中における船内での医療提供

- 医療従事者は、適宜回診等により症状の確認を行うほか、医薬品の投与について管理を行う。また、適切に診療の記録をとる。

感染症患者への対応

- 乗船後、感染が発覚した場合、動線分離、手指消毒、マスク着用、定期的な換気、汚物の管理等を適切に行い、船内でのまん延を防ぐ。

受入先との情報連携

- 受入先県/医療機関に対し、船内での傷病者の情報や症状等について、情報を伝達し、受入先県/医療機関は必要な準備を実施。

受入港への到着、傷病者の下船、医療機関までの搬送

- 乗船時と同様、各種ロジスティクスチームを設定し、円滑に下船を実施。
- 受入先医療機関及び受入先県は、傷病者を医療機関まで搬送。

<救護船>

傷病者の乗船/下船

- 傷病者の乗船/下船の円滑かつ効果的な実施のため、各種ロジスティクスチームを設定し、港湾、車両甲板、客室エリア等複数エリアのスタッフ同士連携。

医療提供の実施

- 診察及び処置を実施。
- 医療資器材が不足した場合、被災地にて手配。

医薬品の調剤

- 医師の処方に基づき、調剤を実施。
- 医療チームが持参したもののほか、被災地が手配した医薬品を使用。

感染症患者への対応

- 感染の疑いがある傷病者が来訪した場合、陸上の医療機関と同様、適切に感染症対応を行う。

その他

- 無線トランシーバー、衛星通信により連絡調整を実施。
- 情報管理や診療記録は、クラウド上で共有できるソフトにて実施。
- 長時間の航行となる場合、傷病者に食事を提供。
- 水・燃料の補給に際し、必要に応じて、所管庁が業者を手配。
- 所管庁は、変圧器の準備等により、医療機器の電源を確保。
- 大規模な余震・津波、船舶の座礁等の緊急時、船舶事業者等の指示に従う。

【指揮所】

- 3部門の総合調整、活動の情報共有や管理等を実施。
- 3部門の各責任者（船舶医療総括責任者、船舶部門現場責任者、統括医師）及び各責任者を補佐する各部門の一部メンバーで構成。
- 船舶医療総括責任者がリーダーを担当。

<行政部門>

- ・ 活動の最終責任主体
全体の管理、調整等を実施
- ・ 国の行政職員等で構成

船舶医療
総括責任者

行政部門メンバー

↑ 派遣
所管庁

<船舶部門>

- ・ 船舶の運航、安全管理を実施
- ・ 船舶事業者の職員で構成

船長

船舶部門
現場責任者

船舶部門メンバー

↑ 派遣
船舶事業者

<医療部門>

- ・ 船内での医療提供を実施
- ・ 医療従事者で構成

統括医師

医療部門メンバー

↑ 派遣
被災都道府県
保健医療福祉調整本部
↑ 派遣
医療団体

活動終了後に関する事項（第5編）

◆ 活動終了の決定

- 所管庁は、被災県の意見を聞き、被災地における船舶活用医療のニーズがなくなったと判断した場合、被災都道府県から活動終了の要請があった場合又は船舶事業者から船舶の貸与終了の申し出があった場合、活動の終了を決定。

◆ 人員及び資器材の撤収、船舶の原状回復

- 各責任者の統括の下、人員の引き上げ、資器材の撤収を行う。資器材については、早期に整備点検を実施。
- 所管庁は、船舶内部のうち、医療提供に使用したエリアについて、必要に応じて、専門の業者を手配し、清掃を実施。

◆ 廃棄物の処理

- 所管庁は、活動中に発生した廃棄物の処理を実施。特に、医療廃棄物や汚物について、専門の業者を手配し、処分する。

◆ 費用の支弁

- 所管庁は、船舶の借用・運航、役務の対価等、活動に要した費用等について、船舶事業者、関係事業者等に支払いを行う。
- 医療従事者の派遣に要した費用は、原則として派遣した医療機関と当該医療機関が所在する都道府県との事前の協定に基づいて支弁。その際、災害救助法が適用されている場合、同法に基づき国が都道府県に対し支援。

◆ 活動の振り返り、事後検証

- 船舶活用医療は、我が国において初めての取組であるからこそ、実際の災害発生時での活動の実績が、運用体制の見直しにおいて、最も有効な材料となる。
- 所管庁は、活動終了後、関係者から意見を聴取し、活動の振り返り・検証を実施。得られた成果・課題を下に、関係者との議論や訓練の実施等を行い、必要に応じて、本活動要領の修正を行うなど、運用体制・方法の更新に適切に反映。